

○山梨県警察電子申請届出システム運用要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 3 0 日 〕
〔 例規甲（情管シ）第131号 〕

山梨県警察電子申請届出システム運用要領

第1 趣旨

この要領は、山梨県警察に対する行政手続の申請・届出等（以下「申請等」という。）を山梨県が運用管理を山梨県市町村総合事務組合に委託している山梨県電子申請受付システム（以下「県システム」という。）を介し電子的に受理し、山梨県警察統合情報通信ネットワークシステム（以下「K A I システム」という。）において、審査・許認可を行い、電子証明書等を交付する山梨県警察電子申請届出システム（以下「電子申請システム」という。）の適正かつ効果的な運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

電子申請システムの運用については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号）、山梨県警察行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年山梨県公安委員会規則第12号）、山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号）、山梨県警察の警察情報管理システム運用要領（平成30年3月14日付け、通達（情管）第36号）及び山梨県警察インターネット端末運用要領（令和3年11月10日付け、通達（情管シ）第31号）により定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第3 定義

この要領における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電子申請
電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (2) 電子申請用端末
県システムにアクセスして電子申請処理を行う県行政情報ネットワーク端末をいう。
- (3) 担当所属
電子申請された事務を所掌する所属をいう。
- (4) 担当所属長
電子申請された事務を所掌する所属の長をいう。
- (5) 担当職員
電子申請された事務を担当する職員

(6) 利用者

電子申請を行う者をいう。

第4 電子情報処理組織による申請方法等

- 1 電子申請を行う電子計算機に必要な技術的基準、利用時間等については、県システムの利用要領、操作マニュアル等の定めるところによる。
- 2 電子情報処理組織による申請等は、県システムを構成する電子計算機を用いて行うものとする。
- 3 利用者の本人確認の方法、申請等の記載事項及び書面等の提出については、担当所属が定め、各手続の申請情報、案内、注意事項等によって利用者に明示するものとする。

第5 受信確認

担当職員は、申請等を遅滞なく処理するため、電子申請用端末で受信状況を定期的に確認するものとする。

第6 收受

県システムにより申請等を受信した担当職員は、当該申請等に係る事務を処理するものとする。

- (1) 県システムに登録した審査用の識別番号及び暗証番号により審査サイトへログインして、受信した申請等を検索すること。
- (2) 申請等の提出先を確認し、利用者が送信先を誤っているときは、速やかに提出先変更等の補正指示を利用者に対して行うこと。
- (3) 電子署名を要しない場合を除き、利用者の電子証明書の本人情報、有効期限等の確認及び署名検証を行い、不備等があるときは利用者に確認すること。
- (4) 受信した申請等の形式（記載内容を含む。以下同じ。）を確認し、形式上の誤りがないときは速やかに処理すること。また、形式上の誤りや不足がある場合（添付書類を別途提出する場合において提出がないときを含む。）は、利用者に対して補正するよう県システムにより通知すること。

第7 手数料の通知及び納付状況の確認

- 1 手数料の徴収が必要な申請等については、利用者に対して山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に規定する手数料額に相当する額を県システムにより通知すること。
- 2 県システム上の納付状況情報の更新により、納付状況が確認されたときは速やかに処理すること。

なお、通知から7日間を超えて未納のときは、取り下げ又は拒否処分とし、申請等を不受理とするものとする。ただし、電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により手数料の納付が困難であると認める場合は、この限りでない。

第8 審査及び決裁

申請等の審査及び決裁は、K A I システムで運用する文書管理システムの電子決裁機能により行うこと。ただし、利用者が作成した紙の添付書類等については、電子申請に併せて書面による併用決裁とすることができるものとする。

なお、手数料の徴収が必要な申請等については、書面による併用決裁とし、担当所属長は、県システムから印字した納付状況を疎明する資料記載の納付額と手数料額に相違がないか確認するものとする。

第9 書面による処分通知等

担当所属は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルに記録することが可能となったときから相当の期間記録しないとき等、担当所属が必要と認める場合には、併せて書面により当該処分通知等を行うことができる。

第10 電磁的記録による縦覧等

担当所属は、電磁的記録による縦覧等を行うため、電子申請用端末を備え置くこととする。

第11 電磁的記録による作成等

電磁的記録の作成等は、K A I システムを用いること。

第12 処理の完了措置

担当職員は、県システムにおいて利用者への交付等を行うなど処理が完了したときは、県システムで処理完了の措置を行うこと。

第13 運用上の留意事項

- 1 県システムとK A I システムとの間の情報交換をするときは、外部記録媒体を用いて行うことになるが、K A I システムへのダウンロードに先立ち、必ずウイルス検査等を実施するなど、コンピュータウイルス等の侵入防止措置をとること。
- 2 所属長は、電子申請システムについて不具合等が発生したときは、速やかに警務部情報管理課長を經由して警務部長に報告し、その指示に従うものとする。